Information 06

障がい者の社会参加を促進 自動車燃料費・タクシー利用費助成

障がい者の社会参加を促進するため、障がい者が使用する自動車の燃料費とタクシー利用料金の一部を助成します。

障害者自動車燃料費助成事業

【対象者】世帯全員の住民税が非課税で、次の❶～❸のいずれかに該当する人❶身体障害者手帳1・2級・内部3級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1・2級で自動車を所有し運転する、またはその自動車を障がい者のために運転する同居者❷身体障害者手帳下肢3級で、自動車を所有し、運転する❸療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1・2級、18歳未満で身体障害者手帳1・2・内部3級の人のために自身が所有する自動車を運転する同居者

※福祉タクシー利用助成事業や透析患者通院費助成事業を利用している人、社会福祉施設入所者、申請時に継続して3カ月以上入院している人、生活保護受給者は対象外

【対象車両】普通自動車、小型自動車、軽自動車のうち4輪以上のもの

※携行缶など、対象車両以外の給油は不可

【持参するもの】障害者手帳、運転免許証、車検証、印鑑

※車検証が電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項も持参ください

【助成券の使い方】ガソリンスタンドで給油の際に、助成券（1枚千円）を月2枚まで利用できます

福祉タクシー利用助成事業

【対象者】世帯全員の住民税が非課税で、次の❶～❹のいずれかに該当する人❶身体障害者手帳1・2級❷身体障害者手帳3級のうち、呼吸機能障がい者で、酸素濃縮器を常時利用している、または体幹・下肢機能障がい者で車いす移動に限られる❸療育手帳A❹精神障害者保健福祉手帳1・2級

※障害者自動車燃料費助成事業や透析患者通院費助成事業の利用者は対象外

【持参するもの】障害者手帳、印鑑

【利用券の使い方】タクシーに乗る際に利用券（1枚500円）を月4枚まで利用できます

●共通事項

【申請】3月2日(月)から、各総合支所市民課（市民係）で受け付け

※令和7年1月1日以降の転入者は、転入前住所地の住民税課税（非課税）証明書が必要です

【問い合わせ】福祉事務所生活福祉課（障がい福祉係）

☎0220(58)5552

FAX0220(58)2375

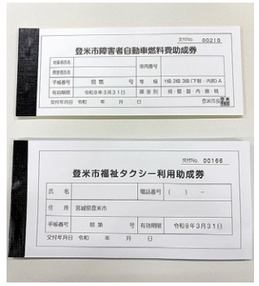

Information 07

あなたの力で救える命 自殺対策強化月間

3月は「自殺対策強化月間」です。自分の身近な人が悩んでいると気付いたら、声をかけ、寄り添い、話を聞き、相談できる場所を伝えてみませんか。人と人とのつながりで守れる命があります。もし、あなたが悩んでいたらご相談ください。

●こころの相談、心の元気相談室

話すことで気持ちの整理ができることもあります。

※事前予約が必要です

【問い合わせ】市民生活部健康推進課（地域保健係）

☎0220(58)2116

●こころの体温計～ストレスチェックしてみませんか？～

スマホから簡単にストレス度・落ち込み度のセルフチェックができます。

スマホ「こころの体温計」ストレスチェック

●多重債務無料法律相談

【予約先】登米市消費生活相談窓口

☎0220(58)2117

●こころの健康相談統一ダイヤル

☎0570(064)556（おこなおうまもろうよこころ）

月～金曜日／午前9時～正午、午後1時～5時、午後6時30分～10時（土・日・祝日除く）

●仙台いのちの電話

☎022(718)4343

24時間年中無休

●共通事項

【問い合わせ】市民生活部健康推進課（地域保健係）

☎0220(58)2116

市公式ホームページ「心の健康づくり・自殺対策」

Information 08

4月1日からの市民バス路線変更・ダイヤ改正

4月1日から、利便性の向上と運行の効率化を図るため、市民バスの一部路線変更や運行ダイヤの改正を実施します。石越線の一部の便をくりこま高原駅前まで延伸するほか、利用状況などから一部の路線を減便または増便しますので、ご利用の際はご注意ください。

【主な変更内容】

■路線変更

石越線のくりこま高原駅への延伸

※国土地理院地図を加工

■便数の増減

▼登米線＝8便→7便へ
▼豊里線＝8便→6便へ
▼新田線＝9便→8便へ
▼南方線＝11便→12便へ

※このほかにも、一部の便で運行時刻や運行ルートの変更があります

※改正後の運行時刻・運行ルートなど、詳細については市公式ホームページをご確認ください

【問い合わせ】まちづくり推進部市民協働課（地域交通・交流係）

☎0220(22)2173

市公式ホームページ「市民バス情報」

環境事業所だより vol.18

市民の皆さんへ、環境事業所の仕事について、シリーズで紹介しています

～資源化協同施設をご存じですか～

市内のリサイクルステーションから回収した資源ごみは、登米リサイクル事業協同組合が運営する「資源化協同施設」に集まり、状態を確認してリサイクル業者に出荷された後、ペットボトルや再生紙等に生まれ変わっています。資源ごみは無料で持ち込みできますので、ぜひご利用ください。

●資源化協同施設

【受け入れ】月～金曜日・祝日／午前8時30分～11時50分、午後1時～4時

【休業日】土曜日・日曜日・年末年始

【場所】米山町字桜岡大又20番地1

☎0220(55)5345

※⑤・⑥・⑦の写真は湯沢クリーンセンター提供

【問い合わせ】環境事業所廃棄物対策課（廃棄物対策係）☎0225(98)4372